

もしもの時、あなたの自動車保険は大丈夫ですか？

自動車保険の運転者条件のお話



条件に合致しない方が運転していた場合、

万一事故があっても全く補償されません



1 車種にもよりますが、運転者の年齢制限を設定することで、保険料を低く抑えることが出来ることはご存知ですね。これは事故の際に補償するか否かを運転者の年齢によって設定できるもので、運転者の年齢条件が高いものほど保険料が低く設定されています。

例えば21歳未満不担保（21歳以上補償とも呼ぶ）の制限であれば、20歳の方が運転していて事故があった場合、その保険では全く補償されません。これは、年齢が若いと事故のリスクが高く、逆に、免許を取得して経験を重ねると基本的に事故のリスク（危険の可能性）が下がることを考慮し保険料に反映させたものです。

2 年齢条件に合致しない方が運転していた場合の例を書いてみます。

a) 例えば運転者30歳以上補償の条件が付いているにもかかわらず、29歳の方が運転された場合。

⇒補償されません

b) 同じクルマを、運転免許を取得したわが子が運転しだした。⇒補償されません。（仮にされても、支払い保険金の減額や示談交渉も自分ですなどの、厳しい制限があります。）

a) b) いづれの場合も年齢制限を解除するか、変更する必要があります。

3 ところが年齢条件に満たなくても運転しても大丈夫な場合があります。それが「**臨時運転者特約**」などが**付帯された保険**です。

年齢条件に満たなくても運転して大丈夫な例を書くと、、、

c) 友人・知人（もちろん同居でない）

⇒この場合、普段はその車を運転しない「**臨時運転者**」とみなされるので年齢制限未満でもOKなのです。

d) アパート、寮生活などで別居中の子供

⇒c)と同じく、普段はその車を運転しない「**臨時運転者**」とみなされるので年齢制限未満でもOKなのです。

4 言い換えると、家族で運転する方が35歳以上の方だけならば、35歳未満不担保でいいわけです。

年齢制限はそのクルマを主にお使いになる方にあわせるのです。この場合、学生でアパートに住まわせている子供は、そのクルマを運転するとしても、たまに実家に帰ったときだけなので（つまり臨時運転者なので）リスクが少ない。だから補償しようということなのです。

5 **実はここに今回1番お伝えしたかったことがあるのです！！**

③のd)や④の場合に起り易いのが、別居している間は**大丈夫**でも、**学校を卒業して実家に帰って同居を始めたら、その時点で臨時運転者ではなくなる**ことなのです。この状態で事故があっても**補償されません**。別居中もそのクルマは運転していたので、**実家に帰り同居し始めても、たゆらい無く運転してしまう**わけです。この怖さお解かりですか？伝わっていますでしょうか？



6 保険会社に確認しましたところ、実際にこのケースで**補償されない悲惨な事故の実例**があるそうです。これは皆さまにお伝えしておかないと、気づかずに事故でもあったら大変と、お知らせすることにしました。該当する場合は**条件の変更**をしなければなりません。

今回は、お客様別に運転者条件を書いたカードを、フロントの山本勇樹が作成してくれました。該当の方に個別に同封しておきます。是非参考にしてください。不明な点は「社長」か「フロントの山本勇樹」まで何なりとお尋ねください。

18年4月

文：山本宰士

